

## 筋トレ



放っておくと運動せずに食べ続け飲み続けてしまうので、運動をするために定期的に筋トレをしています。

今までは、いわゆる3大トレーニングと言われているベンチプレス、スクワット、デッドリフトを中心に行っていましたが、デッドリフト中に背中筋肉を傷めたり、スクワット中にひざを痛めたりしてしまい、最近ではマシンを使って傷めないように注意しながらトレーニングを行っています。若さを保つための筋トレのほずが、年齢によって痛いところが増えてトレーニングの負荷を落とすというなんとも情けない状況です。それでも、できるだけ続けていきたいと思っています。

(孝志洋)

## 令和8年度税制改正大綱 個人所得税の主な改正(予定)事項

令和8年度(2026年度)税制改正における所得税の主な改正点は、物価高への対応、少子化対策、および資産形成の促進に重点が置かれています。主な内容は以下の通りです。

### 1. 控除額の引き上げ(物価高・「年収の壁」対応)

デフレ脱却と物価上昇を反映し、実質的な減税措置が講じられます。

- **本則の引き上げ**：合計所得金額2,350万円以下の個人を対象に、基礎控除が58万円から62万円へ、給与所得控除の最低保障額が65万円から69万円へ、それぞれ4万円引き上げられます。

適用：令和8・9年分の所得税から適用されます(源泉徴収の調整は令和9年1月から)。

- **「178万円の壁」への特例**：中低所得者の手取り増を目的とした三党合意に基づき、基礎控除の特例加算等により負担開始水準が178万円となるよう調整されます。

期間：令和8年分・9年分の2年間に限る時限措置です。

### 2. 住宅ローン控除の延長と見直し

- **期間延長**：適用期限が令和12年(2030年)末まで5年間延長されます。
- **既存住宅の拡充**：省エネ性能の高い既存住宅の借入限度額が引き上げられ、控除期間も10年から13年へ延長されます。

### 3. NISA(少額投資非課税制度)の拡充

- **未成年者への拡大**：0～17歳を対象とする『こどもNISA』(未成年者特定累積投資勘定)が創設されます。

枠設定：0～17歳の間は、年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円とされます。

適用：令和9年(2027年)1月から開始されます。

### 4. ひとり親支援・その他

- **ひとり親控除の拡充**：ひとり親の子育て負担を考慮し、所得税の控除額が現行の35万円から38万円に引き上げられます。

適用：令和9年分以後の所得税から適用されます。

- **青色申告特別控除の加算**：e-Tax申告かつ電子帳簿保存等の要件を満たす場合、控除額が最大75万円(現行65万円)へ引き上げられます。

- **非課税枠の拡大**：食事支給の非課税上限が月額7,500円(現行3,500円)に、夜食代が1回650円(現行300円)に引き上げられます。



なお、記載内容は、今後の改正法の成立状況等により実際の取り扱いが変更される可能性があります。

(大寺)

## 資産税係 令和8年度税制改正大綱～賃貸不動産の評価の改正

賃貸不動産の評価方法が大きく変わる予定です。

これまで、相続対策の定番とされてきたアパート・マンションなどの賃貸不動産について、評価方法の見直しが行われます。



### <改正のポイント>

- 相続または贈与の直前5年以内に取得・新築した賃貸不動産は従来の路線価評価ではなく、時価を基準とした評価(具体的には取得価額を基に地価変動等を反映して算定した金額の80%相当額で評価)になります。
- 令和9年1月1日以後の相続・贈与から適用されます。

### <何が変わるのか>

これまでは相続直前に不動産を購入すると、相続税評価額を圧縮することができましたが、今後は取得から5年を経過しない限り、時価と通達評価額の乖離を利用した大きな節税効果は期待できません。すでに賃貸不動産を保有している方も、取得時期によっては将来の相続で影響を受ける可能性があります。

不動産を使った相続対策は、「短期的な節税」から「長期的な設計」へ見直しが必要な時代に入っています。

相続対策をお考えの方は、なるべくお早めにご検討されることをお勧めします。

(坂田)

## 社会保険 在職老齢年金の支給停止基準額

2026年4月1日より、働きながら年金を受給する方向けの「在職老齢年金」制度が改正され、年金の支給停止が始まる基準額が月額51万円から65万円に引き上げられます。

### 【在職老齢年金】

在職老齢年金制度は、老齢厚生年金の受給資格がある方が、厚生年金保険の被保険者として働きながら年金をもらう制度です。

総報酬月額相当額(標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額の12分の1)と基本月額(年金の月額)の合計が一定の基準額(65万円)を超えると、年金の一部または全部が支給停止されます。

この制度は、就労による収入と年金のバランスを調整する目的で設けられています。



### 【法改正の目的】

今回の改正は、平均寿命や健康寿命が延びる中で、「もっと働きたい」と希望する高齢者が増えていることや、人手不足や技能継承といった観点から、高齢者の活躍を後押しするために行われます。基準額の引き上げにより、これまで年金が減額されていた方も、より多くの年金を受け取れるようになり、働く意欲のある高齢者が働きやすくなることが期待されています。

### 【支給停止額の計算方法】

在職老齢年金の支給停止額は、以下の計算式で求められます。

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - \text{基準額}) \times 1/2$$

- 基本月額：老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額で、加給年金額は除きます。
- 総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額と、その月以前1年間の標準賞与額の合計を12で割った額を合算したものです。
- 基準額：2026年4月からは65万円になります。

この計算式により、年金の月額と給与・賞与から算出される額の合計が65万円以下であれば、年金は全額支給されます。

(竹内 拓也)

## さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。  
楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。  
また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪  
よろしくお願いいたします!



<https://www.facebook.com/skr39.tax/>





「入院の保険」は、病気やケガで入院したり、手術を受けた時に給付金が受け取れる保険です。治療費や入院費など、想像以上に支出が増えることや働けないことにより収入が減少することもあるため、そのようなリスクに備えることができます。

主な保険は以下の通りです。

- 医療保険：公的医療保険制度が効かない部分（差額ベッド代、食事代、先進医療の技術料など）をカバーでき、治療費にかかる経済的負担を軽減することができます。
- 三大疾病保険：特定の三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）と診断されたり、保険会社が定める所定の状態になった場合に保険金を受け取ることができます。三大疾病は入院が長期化する傾向があり、療養中の生活費や高額な治療方法により自己負担額も高額になる可能性があります。
- がん保険：がんと診断されたときや、がんに関する治療を行った時に給付金が受け取れる、がんに特化した保険です。
- 所得補償保険：病気やケガで就業不能となった時に収入の減少を補償する保険です。



（さくらビジネス）

## 医療係 令和8年度税制改正大綱 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援

医師の偏在対策で重点支援が必要とされる「重点医師偏在対策支援区域」で診療所を承継・開業する場合、取得した不動産の登録免許税及び不動産取得税を軽減する新たな措置が設けられます。

具体的には、登録免許税については、所有権の保存登記について1,000分の2（本則1,000分の4）、移転登記については1,000分の10（本則1,000分の20）とされます。

不動産取得税については課税標準から価格の2分の1を控除し、残りの2分の1に対して課税されます。

適用対象となる期間は、令和8年度から令和10年度にかけての一定期間とする方向で示されています。

具体的な運用（どの地域が「重点区域」か、どのような承継・解説が対象かなど）は、今後の政省令・自治体運用で詳細が示される見込みです。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001623254.pdf>

（大下）

### 3月の社会保険労務

■ 3月31日

- 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 有期事業概算保険料延納額＜4月～7月分＞の納付（労働基準監督署）

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

### 3月の税務

■ 3月10日

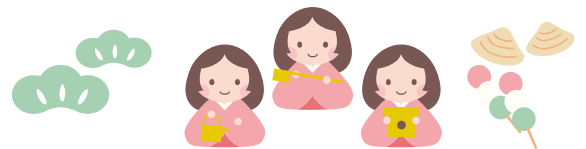
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 3月16日

- 前年分贈与税の申告 申告期間…2月2日から3月16日まで
- 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日から3月16日まで
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…6月1日
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

■ 3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者（前年12月分及び1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞



リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分(以下、リース部分)とリースを構成しない部分(以下、非リース部分)とに分けて、リース部分について新リース会計基準により会計処理を行うとされています。

例えば、カーリースの場合、車体本体の使用料はリース部分であり、メンテナンス費用は非リース部分となります。

契約対価をリース部分と非リース部分に配分する際には、リース部分と非リース部分の独立価格の比率を用いて按分します。観察可能な独立価格がない場合には、観察可能な情報を最大限利用して合理的に見積る必要があります。

ただし、実務で区分が困難、または区分コストが過大な場合には、契約全体をリースとして扱う選択(オンバランス処理)が認められています。ただし、この場合も同種契約での一貫処理が求められる点に注意が必要です。



(孝志茜)

## 第63回優良従業員表彰式

### 東條 ひとみ

徳島商工会議所より30年表彰を頂きました。  
入社当時は、早く仕事を覚えようと一生懸命だった事を思い出しました。  
この仕事は、税金だけの計算するのではなく、お客様と関わりが大切だと改めて実感しています。  
これまで支えて頂いた方々に感謝し、今後も人の繋がりを大切にしていきたいと思います。

### 岡田 恵美子

この度、永年勤続として商工会より表彰頂きました。これも偏に長年支えて下さった皆様のおかげと深く感謝しています。携わっていただいたすべての皆様ありがとうございます。振り返った年数の重みに感慨深い思いがありますが、報恩謝徳の念を忘れずつとめて参りたいと思います。今後とも宜しくお願い致します。

### 大竹 良枝

昨年12月に徳島商工会議所より20年勤続の優良従業員表彰を頂きました。  
入社以来、先生・所長・先輩方からのご指導・ご支援、お客様からの応援・お目こぼしでここまで続けてこれたと思います。  
まだまだ未熟ではありますが、30年表彰も頂けるように今後も頑張っけてゆきたいと思っています。

### 大下 美保

商工会議所から10年表彰をいただきました。さくら事務所での勤務は通算で10年になります。  
間が空いているため、長いようで短い10年という気がします。  
これからも皆様のお役に立てる仕事ができるように頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

## 税理士業50年!!



昭和51年2月20日税理士業登録。徳島県で1番若い税理士でした。それから50年。徳島県で税理士歴が上から4番目となりました。

50年間には様々なことがあり、それなりの苦労もありましたが、概ね順調だったように思います。自分の力だけでここまで来られたとは到底思えません。お客様・職員・家族に支えられた50年でした。今後もこの業を謙虚に続けるつもりです。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>  
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181

発行